

# 通級指導教室のご案内

～一人ひとりのニーズに合わせた学びを支える～

摂津市では、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりのニーズに応じた教育や支援を行っています。



## 通級指導教室とは？

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒（裏面の「障害の種類及び程度」参照）に対して、障害に応じた特別の指導を行う教室です。
- 指導時間：週に数時間（最大8時間）通級指導教室へ移動して学習します。
- 指導期間：おおむね2年間です。

## どんなことを学ぶの？

- 児童生徒の自立をめざし、障害による学習面や生活面における困難を改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた指導を行います。
- 通常の学級の教育課程に特別の教育課程を加える、または一部を替えたカリキュラムを編成します。

## 生活上の困難を改善・克服するために

### 自立活動

「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「体の動き」「コミュニケーション」等の指導をします。



相手の意図理解・自分の考えを伝える



日常生活に必要な基本動作

評価：一人ひとりの教育目標に基づいた評価を行います。

## 自立活動（例）

### 〈対人面〉

相手の意図を受け止めたり、自分の考えを適切に伝えたりする活動を行います。

### 〈身体の動き、動作の改善〉

日常生活に必要な基本動作（姿勢保持や筆記など）の習得をめざします。

### 〈感情のコントロール〉

自分の意志で気持ちをコントロールできるようにし、学校生活に適應できるようにします。

## 通常の学級との連携

- 評価：教科の学習は通常の学級で行うため、当該学年の教育目標に準拠した評価が行われます。

## 通常の学級との連携と評価



# 障害の種類及び程度

言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</b>
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</b>
学習障害	一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、 <b>一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、 <b>一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの
肢体不自由・病弱及び身体虚弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、 <b>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度</b> のもの

（平成25年10月文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」より引用）

## ご利用までの流れ



1

### 相談

保護者は、児童生徒の学習や生活上の困りごとについて学校と相談します。

2

### 検討

学校は、児童生徒のニーズや状態に応じ、観察やアセスメントを行います。通級による指導の必要性等について、学校（管理職、通常学級担任、通級担当者、特別支援コーディネーター等）で検討します。

3

### 面談

保護者は、学校と面談等を実施し通級利用の有無や開始に向けた話し合いを行います。

4

### 開始

児童生徒は、通級指導教室での学習を開始します。

5

### 利用

児童生徒は、個別の指導計画等の目標達成に向け学習します。

6

### 終了

学校は、おおむね2年間の通級指導を行い、通級指導教室の退室を検討します。

通級による指導を希望される場合は、現在通っている小中学校にご相談ください。